

医科点数表の解釈 令和4年4月版

Web追補 No.9 (令和5年2月号)

令和5年2月6日作成

- 以下の通知等により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 令和5年1月31日 保医発0131第3号 (令和5年2月1日適用)
 - 令和5年1月31日 保医発0131第4号 (令和5年2月1日適用)
 - 令和5年1月31日 医療課事務連絡
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『[診療報酬関連情報ナビ](https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。(https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)
- 以下の事務連絡が発出されています。『[診療報酬関連情報ナビ](#)』の[診療報酬関連情報データベース](#)より、本追補と併せてご確認ください。
 - ・「疑義解釈資料の送付について (その37)」(令和5年1月12日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について (その38)」(令和5年1月12日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について (その39)」(令和5年1月13日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について (その40)」(令和5年1月18日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について (その41)」(令和5年1月27日医療課事務連絡)
- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」に関連する通知・事務連絡等については、随時『[診療報酬関連情報ナビ](#)』の[診療報酬関連情報データベース](#)に掲載していきますのでご利用ください。

| 頁 | 欄 | 行 | 変更前 | 変更後 |
|------|---|----------|--|--|
| 464 | 右 | 上から7～8行目 | 又は化学発光酵素免疫測定法 | , 化学発光酵素免疫測定法又は酵素法 |
| 464 | 右 | 上から13行目 | [次行に追加] | (令 5. 1. 31 保医発 0131 4) |
| 480 | | | <p>[D012感染症免疫学的検査の「37」単純ヘルペスウイルス抗原定性の所定点数(180点)を準用する項目として追加]</p> <p>◇ 単純ヘルペスウイルス抗原定性(皮膚)は、単純ヘルペスウイルス感染症が疑われる皮膚病変を認めた初発の患者に対し、イムノクロマト法により実施した場合にD012感染症免疫学的検査「37」単純ヘルペスウイルス抗原定性を準用して算定できる。なお、当該検査を2回目以降行う場合においては、本検査を実施した医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。ただし、D012感染症免疫学的検査「37」単純ヘルペスウイルス抗原定性及び同区分「44」単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)、単純ヘルペスウイルス抗原定性(性器)は併せて算定できない。 ㊦</p> <p>(令 5. 1. 31 保医発 0131 4)</p> | |
| 498 | | | <p>[D023微生物核酸同定・定量検査「20」のウイルス・細菌核酸多項目同時検出の所定点数(963点)を準用する項目として追加]</p> <p>◇ 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出 ア 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出は、塗抹検査又はその他の検査所見で結核菌感染の診断が確定した患者を対象として、薬剤耐性結核菌感染を疑う場合に、D023微生物核酸同定・定量検査「20」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出の所定点数を準用して算定する。 イ 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出とD023微生物核酸同定・定量検査「19」の結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出及び結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。 ㊦</p> <p>(令 5. 1. 31 保医発 0131 4)</p> | |
| 1030 | 左 | 下から7行目 | ② 大腿骨頸部型 ア 標準型 151,000円 イ X線透過型 162,000円 [黄色網かけはWeb追補No.7にて改正済み] | ② 大腿骨頸部型 ア 標準型 151,000円 イ X線透過型 159,000円 |
| 1030 | 左 | 下から2行目 | ② 大腿骨頸部型 ア 標準型 34,000円 イ X線透過型 36,600円 | ② 大腿骨頸部型 ア 標準型 34,000円 イ X線透過型 38,100円 |

| 頁 | 欄 | 行 | 変更前 | 変更後 |
|------|---|------------|---|--|
| | | | [黄色網かけはWeb追補No. 7にて改正済み] | |
| 1036 | 右 | 上から3行目 | <p>216 レーザー光照射用ニードルカテーテル (略)</p> <p>217 前立腺組織用水蒸気デリバリーシステム (略)</p> <p>218 ヒト羊膜使用創傷被覆材 (略)</p> <p>219 自家皮膚細胞移植用キット (略)</p> <p>220 経消化管胆道ドレナージステント 290,000円</p> <p>221 経皮的心肺補助システム (略)</p> <p>[黄色網かけはWeb追補No. 7等にて改正済み]</p> | <p>216 レーザー光照射用ニードルカテーテル (略)</p> <p>217 前立腺組織用水蒸気デリバリーシステム (略)</p> <p>218 ヒト羊膜使用創傷被覆材 (略)</p> <p>219 自家皮膚細胞移植用キット (略)</p> <p>220 経消化管胆道ドレナージステント 289,000円</p> <p>221 経皮的心肺補助システム (略)</p> |
| 1039 | — | 上から3行目 | <p>(令 4. 3. 4 保医発 0304 9)</p> <p>(最終改正 ; 令 4. 11. 30 保医発 1130 2)</p> <p>[黄色網かけはWeb追補No. 7等にて改正済み]</p> | <p>(令 4. 3. 4 保医発 0304 9)</p> <p>(最終改正 ; 令 5. 1. 31 保医発 0131 3)</p> |
| 1045 | 右 | 上から15~16行目 | <p>対照血管径が3.0mm未満の新規冠動脈病変に対して使用された場合に限り算定できる。</p> | <p>新規冠動脈病変に対して使用された場合に算定できる。ただし、対照血管径が3.0mm以上の新規冠動脈病変に対しては関連学会が定めるステートメントに沿って使用した場合に限り算定できる。</p> |

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://twitter.com/ika_kaishaku

Twitter では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。